

報 告 書 の 概 要

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書の概要

【平成15年4月 厚生科学審議会生殖補助医療部会】

1 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を受けることができる者の条件

(1) 受けることができる者共通の条件

- 子を欲しながら不妊症のために子を持つことができない法律上の夫婦に限る。

(2) 施術別の適用条件

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 1) AID (提供された精子による人工授精) | } その施術でなければ妊娠できない夫婦に限って容認する |
| 2) 提供された精子による体外受精 | |
| 3) 提供された卵子による体外受精 | |
| 4) 提供された胚の移植 | |
- 5) 代理懐胎(代理母・借り腹)は禁止する。

2 精子・卵子・胚の提供を行うことができる者の条件

- (1) 精子提供者は、満55歳未満の成人に限り、卵子提供者は、既に子のいる満35歳未満の成人に限る。
- (2) 同一人からの採卵の回数は3回までとし、同一の人から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠した子の数が10人に達した場合には、以後、その者の精子・卵子・胚は使用しない。

3 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の条件

(1) 精子・卵子・胚の提供に対する対価の授受の禁止

精子・卵子・胚の提供に対する対価の授受を禁止する。ただし、提供に関する実費相当分及び医療費については、この限りでない。

(2) 精子・卵子・胚の提供における匿名性

- 精子・卵子・胚を提供する場合には匿名とすることとし、その特例（兄弟姉妹等からの提供）は、当分の間、認めない。

(3) 出自を知る権利

- 出自を知る権利を認め、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は15歳以上であれば、提供者を特定できる内容を含めた情報の開示を請求することができる。

(4) 近親婚とならないための確認

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、男性は18歳、女性は16歳以上であれば、自己が結婚を希望する人と結婚した場合に近親婚とならないことの確認を公的管理運営機関に求めることができる。

(5) 提供者が死亡した場合の取り扱い

- 提供者の死亡が確認されたときは、提供された精子・卵子・胚を廃棄する。

厚生科学審議会生殖補助医療部会について

○ 厚生科学審議会生殖補助医療部会について

(第2回厚生科学審議会(平成13年6月11日開催)において設置決定)

1. 設置目的

- 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療（非配偶者間の生殖補助医療）のあり方については、平成10年10月より、旧厚生科学審議会先端医療技術評価部会の下に設置された「生殖補助医療技術に関する専門委員会」において検討が行われた。
- 同専門委員会は、平成12年12月に、インフォームド・コンセント、カウンセリング体制の整備、親子関係の確定のための法整備等の必要な制度整備が行われることを条件に、代理懐胎を除く精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を認めるとともに、必要な制度整備を行うことを求める報告書をとりまとめた。
- 本部会は、この報告書の要請を踏まえ、報告書の内容に基づく制度整備の具体化のための検討を行うことを目的とする。

2. 検討課題

本部会においては、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関する以下の事項等について検討する。

- (1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、精子・卵子・胚の提供の条件（検討課題1）
 - ① 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることができる者の条件
 - ② 精子・卵子・胚を提供できる者の条件 等
- (2) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、精子・卵子・胚の提供までの手続や実施医療施設の施設・設備の基準（検討課題2）
 - ① 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける者、精子・卵子・胚の提供者等に対するインフォームド・コンセント、カウンセリングの具体的な内容
 - ② 実施医療施設の施設・設備の基準 等
- (3) 管理体制（検討課題3）
 - ① 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に係る公的管理運営機関の選定・業務の具体的な内容
 - ② 実施医療施設等の監督体制
 - ③ 生まれた子が知ることができる精子・卵子・胚の提供者の個人情報の管理方法 等

3. 構成

本部会は、医療関係者、法律家、倫理学者、心理の専門家等の精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関する幅広い分野の関係者20名を委員として参集している。

**厚生科学審議会
生殖補助医療部会委員名簿**

厚生科学審議会生殖補助医療部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	所属
荒木勤	日本産科婦人科学会常務理事
安藤広子	岩手県立大学看護学部助教授
石井美智子	東京都立大学法学部教授
○加藤尚武	鳥取環境大学学長
○加岸佐智子	ひまわりの会会长
金城清子	津田塾大学学芸学部教授
才村眞理	帝塚山大学人文科学部助教授
相良洋子	さがらレディスクリニック院長
澤倫太郎	日本医師会常任理事 ※
新家薰	日本産婦人科医会副会長
鈴木良子	フリー編集者・ライター（フィンレイジの会）
高久史磨	自治医科大学学長
平久山史朗	東京HARTクリニック不妊症専門カウンセラー
福武公一	日本弁護士連合会所属弁護士
古山順	兵庫医科大学名誉教授
町野朔	上智大学法学部教授
松尾宣武	国立成育医療センター総長
○矢崎義雄	国立国際医療センター総長
吉村泰典	慶應義塾大学医学部教授
渡辺久子	慶應義塾大学医学部専任講師

○…部会長、○…部会長代理

※第1回部会から第11回部会までは、小泉明氏（日本医師会副会長）が在任。

第12回部会以降は、澤倫太郎氏（日本医師会常任理事）が在任。

檢討經緯

厚生科学審議会生殖補助医療部会の検討経緯について

平成10年10月～平成12年12月（計29回）

厚生科学審議会先端医療技術評価部会生殖補助医療技術に関する専門委員会

平成13年

7月16日	第1回	部会長選任、スケジュール、自由討議
8月15日	第2回	生殖補助医療の現状、検討課題1について
9月3日	第3回	検討課題1について
9月17日	第4回	"
10月12日	第5回	"
11月8日	第6回	"
11月30日	第7回	"
12月21日	第8回	"

平成14年

1月24日	第9回	"
2月28日	第10回	検討課題1について、有識者からのヒアリング（出自を知る権利）
4月3日	第11回	検討課題1について
5月9日	第12回	有識者からのヒアリング（実施医療施設、胚培養士等）
5月23日	第13回	" (心理カウンセリング、児童精神医学)
6月14日	第14回	" (諸外国の生殖補助医療について)
6月27日	第15回	" (遺伝カウンセリング、インフォームド・コンセント等)
7月26日	第16回	検討課題2について
8月22日	第17回	"
9月19日	第18回	"
10月24日	第19回	"
11月21日	第20回	検討課題2、検討課題3について
12月19日	第21回	検討課題2、検討課題3について

平成15年

1月9日	第22回	御意見募集（案）の提示、検討課題3について
1月上旬～下旬		意識調査実施・意識調査結果集計
2月6日	第23回	御意見募集の結果、意識調査の結果、検討課題3について
2月27日	第24回	検討課題のふた回り目（出自を知る権利について等）
3月13日	第25回	" (兄弟姉妹等からの提供、代理懐胎等)
3月26日	第26回	" (提供胚の移植等)、生殖補助医療全体に係る課題
4月10日	第27回	報告書（案）の提示・承認

※ 検討課題1：精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を受けることができる者の条件、提供を行うことができる者の条件等
検討課題2：インフォームド・コンセント（十分な説明と実施）、カウンセリング等
検討課題3：公的管理運営機関、管理体制等